

平成21年10月8日

太陽光発電装置に関する消費者保護の取り組みについて

最近、太陽光発電装置等に係る消費者相談が増加傾向にあります。そのうち、多くが訪問販売によるものです。具体的には、売電により光熱費やクレジットの手数料等の費用負担がゼロになる旨や、すぐに契約しないと補助金が受けられなくなる旨などの不実な告知が疑われる勧誘が見受けられます。

経済産業省としては今後、下記の対応を実施することと致します。消費者庁とも十分に連携しつつ、これらの取組を通じて太陽光発電装置の普及が健全な形で促進されるよう努めてまいります。

1. 太陽光発電に関する関係団体との連携

(社)太陽光発電協会に向け、注意喚起文書の発出を行います。同時に、協会会員企業における取り組みとして、特定商取引法や景品表示法、消費者契約法といった法令について、法令遵守を内容とする研修を、販売関係者に対して本年度から実施することを要請します。

また、合わせて、同協会に向け、消費者向けの相談窓口の設置も要請し、制度の内容にとどまらず、例えば太陽光パネルの性能に関する消費者からの問い合わせ等にもしっかりと対応していく体制の構築を目指します。

2. 太陽光発電の普及促進制度に関する周知徹底について

現在、住宅用の太陽光補助金制度や、11月1日より開始する「太陽光発電の新たな買取制度」といった制度により、太陽光発電の普及促進を展開しているところです。

これらの制度について虚偽説明等を織り交ぜた取引を防止すべく、制度に関する周知・広報活動のより一層の徹底を行います。

具体的には、9月24日より、全国10カ所において「ソーラータウンミーティング」として、制度の詳細についての説明会を実施しており、その中でも悪質商法への警戒を呼びかけております。

また、10月1日より、「太陽光発電買取制度室」を立ち上げ、新制度に関する広報活動の充実、問い合わせへの対応能力の強化を図っているところです。

今後更に周知・広報活動を行うに当たっては、(社)太陽光発電協会をはじめ関係団体や、全国の消費者相談センター等と連携を図って取り組んでまいります。

3. 割賦販売に関する対応について

クレジット事業者、(社)日本クレジット協会から太陽光発電装置等の販売に係るクレジット取引について現状の把握を行います。

また、同協会に対して、同協会の相談窓口を活用した消費者からの苦情相談の充実、協会会員事業者における苦情相談及び加盟店管理の取組みを要請します。

さらに、特定商取引法上問題となる消費者被害を生じさせている販売業者への信用供与を、クレジット事業者が適切に管理していないような場合には、必要に応じて、割賦販売法による調査を行うなどの対応を行っていきます。

(本発表資料のお問い合わせ)

商務流通グループ 参事官 新原
担当者 宮本補佐

電話 03-3501-1678

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課長 渡邊
担当者 渡辺補佐

電話 03-3501-4031